## 埼玉県農協健康保険組合 令和7年度 契約保養施設利用案内

1. 目的

加入者の健康の保持増進・リフレッシュを目的としております

2. 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

- ※ 年度を跨いで利用する場合は、利用日の初日が属する年度の取扱いといたします。
- 3. 助成対象者

助成対象者は、当健保組合の加入者本人(被保険者)および加入者家族(被扶養者)となります。

4. 契約保養施設利用に伴う助成について

当健保組合指定の契約保養施設を利用し、宿泊した助成対象者の方に、

**一人1泊(1回)一律 3,000円** を助成いたします。

ただし、1 泊当たりの助成金額について、<u>実費額が助成金額に満たない場合は、実費額を助成金額とします。実</u>費額が助成金額に満たない場合は、**助成金申請書の該当欄に実費額を記載して下さい。** 

(※例えば、未就学児等の利用で添い寝等により実費額が1,000円の場合、助成金額は1,000円となります。)

5. 助成限度額について

助成は期間中において、加入者(被保険者・被扶養者)一人当たり、年間3泊(3回)を上限といたします。

- 6. 契約保養施設
  - (1) (株)農協観光提携施設
  - (2) むさしの村 (詳細は別途案内いたします。契約保養施設とは利用方法・助成制限等異なりますので、別途案内をご参照ください。)
  - ※ 令和7年度から古城館との契約を解約したため利用できません。(助成対象外となります。)
- 7. 助成の制限

以下に該当する場合は、助成対象外となります。

- (1) 利用日を過ぎてから申込書を提出した場合。
- (2) 過去に遡って当健保組合の資格を喪失し、その資格喪失日以降に利用があった場合。
- (3) 出張等の業務として利用する場合。
- (4) 農協観光提携施設において、インターネット等から予約し利用した場合。 農協観光提携施設を利用する場合は、埼玉県内の農協観光窓口を通して予約してください。
- (5) 申込書の記載内容に虚偽等があった場合、また不正に利用した場合。
- (6) 指定外施設の利用。国内施設の宿泊を伴う利用にのみ助成します。
- (7) その他、当健保組合が適切でないと判断したもの。
- 8. 農協観光を利用する場合の手続き方法
  - (1) 農協観光の窓口へ予約をしてください。(埼玉県農協健康保険組合の加入者である旨を伝えてください。)
  - (2) 別紙「契約保養施設 農協観光 助成金申請書」に必要事項を記入の上、利用日の14日前までに健保組合 へ以下の方法で提出してください。
    - ファイル共有システム(KW21-Connect)
    - 郵送
    - FAX
    - 電子メール

郵送以外の方法でお申込みをされた場合、原本の提出は不要です。

- (3) 農協観光へ料金の精算をしてください。(助成金額を差し引いた金額をお支払いください。)
- ※ 申込内容に変更がございましたら、**予約先の農協観光と健保組合に**必ずご連絡ください。(農協観光の利用 規定に基づき、無断キャンセル等は、商品毎に定められた期日よりキャンセル料が発生することがありま す。)

## 10. 注意事項

過去に遡って当健保組合の資格を喪失し、その資格喪失日以降に利用があった場合、<u>発生した助成金を返金していただきますのでご了承願います。</u>

11. 利用者の心得

常に公共の秩序を守りお互いの保養の妨げとなる行為はご遠慮ください。

12. 申込み・お問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-9

埼玉県農協健康保険組合

総務部 健康推進課

TEL:048-829-3141 FAX:048-824-9762

E-mail kenkou@ja-saitama-kenpo.or.jp

## 埼玉県農協健康保険組合 令和7年度 契約保養施設一覧表

施設名	住所	電話番号	その他
農協観光 埼玉エリアセンター	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-9		国内施設の宿泊を伴う利用にのみ助成します。 インターネットからの申し込みはできません。
緑の中のファミリーランド むさしの村	〒347-0042 埼玉県加須市志多見1700-1	0480-61-4126	詳細は別途案内します。